

# 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和4年3月2日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年3月2日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明  
委員 斧田 秀明 西田いく子  
辻本 博之 村井 浩二  
森田 忠彦  
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 藤井千代美 中村 直幸
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二  
副町長 藤原 幹 教育次長 池田 貴則  
政策総務部長 小角 孝彦 秘書政策課長 東條 信也  
まちづくり推進部長 村上 正規 自治防災課長 辻中 一嘉
- 6 議会事務局 事務局 長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案第 3号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件
  - (2) 議案第 4号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件
  - (3) 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件
  - (4) 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件
  - (5) 議案第10号 太子町消防団条例中改正の件
  - (6) 議案第11号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件

---

午前 9時30分 開会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件ほか5件、予算案といたしまして、議案第17号、令和4年度太子町山田財産区特別会計予算ほか2件の以上合わせて9件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は藤井委員及び中村委員より欠席届が提出されております。会議の定足数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件6件、当初予算案件3件の計9件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

ここで、審議の順序でございますが、本日は、議案第3から6号、3、4、5、6号及び10、11号の条例案件6件をご審議いただき、2日目の10日には、議案第17、18、21号の当初予算案件3件をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日は、議案第3、4、5、6号及び10、11号の条例案件6件をご審議いただき、2日目の10日は、議案、第17、18、21号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○東條秘書政策課長 それでは、議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件についてご説明申し上げます。

本町の地域公共交通会議については、道路運送法及び道路公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、また、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する協議を行うために、平成30年4月1日に設置したところでございます。

本改正は、条例第3号に規定する地域公共交通会議委員について、太子町議会議員を追加し、その知見をもって地域公共交通の更なる充実を図るためのものでございます。

それでは、お手元の議案書の3枚目の新旧対照表をお開き願います。

第3条組織の第2項の町長が委嘱し、または任命する委員に、第15号として、太子町議会議員を追加するものでございます。以下、第16号から第18号は、号ずれに伴うものとなっております。

1枚お戻りいただきまして、附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行することとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 25人以内ということですが、議会議員の人数は別に定めていませんが、何人ということになっているんですか。

○東條秘書政策課長 ご質問の現在25名、条例中では、以内となっております。現在22名の委員さんに参加していただいております。今回、議員の先生方には2名の方にご参加いただければと考えているところでございます。

以上です。

○山田委員長 ほか。

○西田委員 ありがとうございます。この会議に議員を入れてほしいということをお早急条例で定めようとしてくださってありがとうございます。

公共交通会議、金剛バスを増便とかいうとまた話が違うんですが、主にこの会議ではコミュニティバスのことが話されていると思うんです。ちょっとここでお尋ねするのもどうなのかなと思うのですが、今後その会議で話していく中で、コミュニティバスもそろそろ年数が来ているのと違うかなと思うんですが、今回上がっていなさそうなのですが、そういうこともこの会議で話し合われていくんでしょうかね。

○東條秘書政策課長 ご質問のコミュニティバスの今の車両の耐用年数の問題でございます。当然この会議におきましては、網形成計画ということで、金剛自動車と金剛バスとコミュニティバスがどういった形で動いていくか等を話しておるんですけど、車両につきましては、当然太子町のほうで管理しておる車両でございますので、更新につきましては、もう経過年数が結構たっておりますので、更新についても内部では話し合っているところでございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

説明を求めます。

○東條秘書政策課長 それでは、議案第4号太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件についてご説明申し上げます。

令和3年8月10日に、人事院より、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業

等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日から施行予定とされているところでございます。

本改正は、国家公務員の措置との権衡を踏まえる趣旨に従いまして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件の廃止や、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を講じるための所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目、新旧対照表をお開き願います。

第2条、育児休業をすることができない職員の第3項のアの(1)を削除し、同法ア、(2)中の「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職」に改め、(2)を(1)とし、(3)を(2)とするもの、次に、第19条の第2号中の「次のいずれかにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、附則で定める」に改め、同号ア及びイを削除するものでございます。

これらの改正は、非常勤の育児休業の取得要件であった在職期間が1年以上を廃止するものでございます。

次に、第23条、妊娠または出産等についての申し出があった場合における措置等として、「任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせると共に、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない」、第2項といたしまして、「任命権者は、職員が前項の規定による申し出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない」を追加し、また、第24条、勤務環境の整備に関する措置として、「任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない」としまして、第1号、「職員に対する育児休業に係る研修の実施」、第2号、「育児休業に関する相談体制の整備」、第3項、「その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置」を追加するものでございます。

これらの改正は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するためのもので、本町におきましても、妊娠や出産を申し出た職員に対する個別の周知や意向確認、また、勤務環境の整備としての研修会の実施や相談しやすい環境を整備することとしてございます。

次の25条は条ずれに伴うものでございます。

2頁お戻りいただきまして、附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今までの、何というんですかね、育児休業の取得状況というんですか、特に女性ではなくて男性のほうとかの事例というのはどのような状況か教えていただきたい。

○東條秘書政策課長 近年の実績ということでございます。現在令和3年度でございますけれども、今、議案で出しております会計年度任用職員におきましては、産休を1名、育児休業2名の取得の状況となっております。

また、正職員におきましては、現在、産前産後休暇が2名と育児休業2名という状況になってございます。

このうち、育児休業1名が、男性職員が1名ということになってございます。

以上です。

○斧田委員 職場のほうの環境というんですかね、そこら辺も含めて、職員のほうが取りやすい環境をつくっていただき、取り組んでいただけたらと思います。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 育児休業の取得というのは1年間勤めていなかったらあかんわけですよね。

○東條秘書政策課長 現在会計年度任用職員につきましては条件がございまして、育児休業を取っていただくのには、1週間の勤務が3日以上とか、1年間で121日とかいう条件と、あとは在職1年間というのがこれまでございまして、当然この条例改正をさせていただきますと、非常勤さん、会計年度任用職員さんにおかれましては、1年を経過していない、採用させていただいて、これから勤めていただける方が取っていただけるような緩和ということになってございます。

○森田委員 いや、というのは、具体的に、この4月に勤めますよね。それで、1年間働いてか2年働いてか、子どもを産もうかと計画やっけてんけれども、ちょっと避妊か何かの間違いで、4月10日ぐらいにでも妊娠した場合がありますやろ。そしたら、十月十日で産まれるんだから、1年間働かれしませんわな。ほな、もうそういう人は今年

4月に入って早々に妊娠した場合はもう受けられないということですよ。

○東條秘書政策課長 委員ご質問の、もう当然4月から会計年度として任用させていただいて、当然妊娠されましたということでしたら、産休に入らせていただいて、育児休業を取得していただくことができるということになってございます。

○森田委員 いや、1年間勤めていなくてもいけるということですか。

○東條秘書政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○山田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

○西田委員 会計年度任用職員さんが取りやすいのかなと思ったんですけども、これができたところでね。ところが、今お話を伺ったら、もう既にそうやって使えているということですから、太子町としては頑張っているんだと改めて思いました。

でも、これから、先ほどの森田議員が言いましたように、これから雇おうと思うときに、1つそういうことを考えて、これまでどちらかといえば女性のほうが多かったと思いますけど、男性のほうがいけるのであったら男性を採ろうとか、そういう、何だろう、思惑が変わるというのがあるのかなのか。そういうことはなく、本当にこれを十分取ってもらおうということで、「しなければならない」と、随分強く言ってくれていると思うので、子どもを産み育てながら仕事をしてもらいましょうという、職場環境を整えて受け入れる用意をしているのか、そのあたりを聞かせてください。

○東條秘書政策課長 委員ご質問の太子町自身が正職員、非常勤職員を含めまして、働きやすい、いい環境の職場であるというふうなのを職員さんとかとしては思っているところでございます。実際には、会計年度任用職員さんが勤めていただきまして、すぐに産休育休に入られるということになりましたら、その代替をまた募集してというような事務手続きがかなり増えてまいります。しかし、今、議員おっしゃっていただいたように、確実に働きやすい職場という環境整備というのはつくっていかなければならないと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○西田委員 すいません、ちなみに、会計年度任用職員さんは何人ぐらいで、男女の比率はどれぐらいですか。

○東條秘書政策課長 現在、令和3年度の状況でございますが、社保加入、未加入も含めまして、147名の方のうち、男性33名、女性114名の状況となっております。

○西田委員 これがこういうふうに充実されて良かったんですけども、新聞とかで問題になっていたんですが、総務省がこんなことをやったらあかんから見直しをしろと求めているんですけども、フルタイムにしないための15分時短のパート公務員、こういう働き方をしている自治体があるそうなんですけれども、太子町はそういうことはしていないんでしょうか。

○東條秘書政策課長 本町におきまして、会計年度任用職員さんの非常勤で勤務していただける内容としましては、一定、窓口業務を含めまして、開いている時間も含めて、それを正職員が最終点検するであったり、または、そうですね、そういったようなことから今の時間帯で設定させていただいているところでございます。

○西田委員 ちょっとでもお金を払わんがためにということですよ。そういうことはしていないということですね。

○東條秘書政策課長 会計年度任用職員さんへの業務の内容というのは各市町村の裁量で定められているところでございますけれども、本町におきましては、事務補助であったり専門分野の仕事に就いていただいておりますので、当然正規職員が確認を最終するというような取扱いでさせていただいておりますので、適切な時間設定であると考えているところでございます。

○山田委員長 いいですか。  
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。  
討論に入ります。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。  
お諮りいたします。  
議案第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件、

これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○東條秘書政策課長 それでは、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件についてご説明申し上げます。

本改正は、令和3年8月10日に、人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与体系等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員及び特別職の令和4年度以降の期末手当につきまして0.15月引き下げる所要の改正を行うものでございます。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置として、令和4年6月に支給する期末手当を、令和3年人事委員会に基づく改正後の支給月数により算定された期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

それでは、お手元の議案書3枚目の新旧対照表をお開き願います。

第1条関係の改正につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当に対する改正でございます。

第6条、期末手当の第2項は、期末手当の支給割合を100分の7.5減ずるもので、100分の222.5から100分の215に改正し、年間4.3月分とするものでございます。

次の2条関係につきましては、特別職の職員の給与に関する条例の期末手当に対する改正でございます。内容は、先ほど説明させていただきました第1条関係と同様の改正内容となっておりますので省略をさせていただきます。

1枚お戻りいただきまして、附則でございます。この条例は公布の日より施行することとしてございますが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項及び特別職の職員の給与に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○東條秘書政策課長 それでは、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件についてご説明申し上げます。

本改正は、令和3年8月10日に、人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行われた勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた令和4年度以降の職員の期末手当の引下げ、また、令和4年12月期の期末手当の改正に相当する額を、令和4年6月期の期末手当から減額し、調整を行うことについて、職員組合との労使交渉が整いましたので、所要の改正を行うものでございます。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置として、令和4年6月に支給する期末手当を、令和3年人事院勧告に基づく改正後の支給月数により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分に応じた割合を乗じて得た減じた額とするものでございます。

それでは、議案書の3枚目、新旧対照表をお開き願います。

第25条、手当の第2項は、期末手当の支給割合を100分の7.5減ずるもので、100分の127.5から100分の120に改正し、年間2.4月分とするものでござ

います。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の5減するもので、100分の72.5から100分の67.5に改正し、年間1.35月分とするものでございます。

1枚お戻りいただきまして、附則でございます。この条例は公布の日より施行することとしてございますが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第25条第2項及び第4項から第6項まで、若しくは第29条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8号の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。第1号、再任用職員以外の職員、127.5分の15、第2号、再任用職員、72.5分の10としてございます。

また、附則の3として、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例として、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして施行期日を付し、附則に次の1項を加えらるとし、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないとしております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 すいません、ちょっと頭に入りにくくって、説明の資料なんかでもらったような言い方でちょっと置き換えていただけませんか。会計年度任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.45月から4.30月へ、0.15月引き下げるでしょ。再任用職員は2.35から2.25月引き下げるの。会計年度任用職員はどうからどうなるんで

すか。すいません。

○東條秘書政策課長 すいません、説明がややこしくなっていましたけれども、基本的に、再任用と一般職なんですけれども、委員おっしゃっていただいたように、一般職の再任用以外が0.15月分引下げで、再任用職員が0.15月分引下げとなってございますけど、会計年度任用職員につきましても、期末手当につきましても、一般職の0.15を読みについてございますので、当然同様に引下げとなっております。

○西田委員 会計年度任用職員さんは、基準はどこになる。4.45とか2.35とか、そういうのは各々違うんですね。

○東條秘書政策課長 基本的に、人事院勧告でうたわれております給料は再任用と再任用でない職員ということで、会計年度任用職員は別途条例を設けておまして、そちらのほうから一般職の期末手当の率を読みに行くような形になってございまして、今回につきましては、それを今回の条例改正の中で、会計年度任用職員の給料の定めを見に行く部分についてもここでうたわせていただいている。ちょっとややこしいんですけども、一定、この条例をもって会計年度任用職員さんについても引下げの部分職員と同様にさせていただく、一般職員と同様にさせていただくというような内容での改正案となっております。

以上です。

○西田委員 それと、だから、基準ってないの。4.45からとか2.35からという元はないんですか。すいません、どこか書いている。ごめんなさい。

○東條秘書政策課長 今、基準といいますのが、ここで、勉強会と言ったらちょっとあれなんですけれども、分かりやすい資料で示させていただいたときでいきますと、令和3年度の期末手当が、通常でいきますと6月期に1.275月分、12月期が1.275月分であったものが、令和4年度以降が1.2月分、6月期も12月期も1.2月分ということで、この率というか、この月数自身が会計年度任用職員さんの月数となっております。

以上です。

○西田委員 ちなみに、会計年度任用職員さんの勤勉手当はあるんですか。

○東條秘書政策課長 会計年度任用職員さんにつきましては期末手当のみでございます。

○西田委員 何か下げる幅は一緒でも、勤勉手当は入っていなかったら、元々少ないということ。

○東條秘書政策課長 この勤勉手当につきましては正規職員で、現在会計年度職員については、当然期末手当については支給させていただいてございまして、今の本町の会計年度任用職員さんの報酬におきましても定めさせていただいているような内容で、当然民間等に比べまして毎年考えさせていただいてございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

聞きたいのは、本当にこの間コロナで職員さんは大変だと思うんです。それは担当課だけではなくて、それこそ全庁挙げて頑張っていると思うんですけれども、そうだからといって、職員さんが2倍、3倍に増えるというわけでもない中で、各々の職員さんの方に仕事量が乗っかっているかと思うんですけれども、乗っかっているということは、残業であったりというのも増えるかと思うんです。過労死ラインは月100時間とか言いますが、それぐらい働いている人がいてるとか、そこまでなくても、ちょっと超過勤務がこの間多いなと思うような職員さんが今太子町ではいてません。

○東條秘書政策課長 職員の時間外勤務についてのご質問かと思えます。実際に委員ご指摘のように、コロナ禍の中で、本町の残業といいますか、時間外勤務というのがどうなっているかということなんですけれども、本町の時間外勤務につきましては、平成27年ぐらいからずっと働き方改革への取組も含めまして右肩下がりでありました。実際にコロナへの対応等が入りまして、去年の決算なんかでも見ましたら、その減少傾向が止まったかなというところでございます。

今年度におきましても、当然ワクチン接種業務を含めまして、選挙もございましたので、実際には細かい数字までは拾っておりませんが、上昇傾向といいますか、コロナ対策等ワクチン接種を含めて、なっております。一定、課に偏ったり職員に偏らないような取組を職員課としては考えているところでございます。

○西田委員 残業は頑張っていないようにしておっしゃいますけど、残業がない分、そしたら、有休が取りにくくなっているとかということもないんでしょうか。

○東條秘書政策課長 有休の取得につきましても、当然、担当課からは、できるだけ計画的に取っていただきたいというようなことでさせていただいております。府内の町村でいきますと、どちらかという取得率は上のほうであるというのは確認してございます。今後も当然有給の取得については、計画的に取っていただくように管理職等にお願いしたいと思っております。

○西田委員 本当にコロナワクチンを2回打ったらもう終わるかなと思っていたら3回だし、3回でも、それで終わるんだろうかというような状況の中で、職員さんの先が見えないだけに疲れがあるかと思うんですけれども、本当に令和2年、令和3年、このコロナで随分職員さんのお仕事が増えているのではないかなと私は見ているんですけれども、今回期末手当を下げるっていかなものかなと思って聞かせていただいております。

だから、これで、影響額がどれぐらいになって、どれが一番、1人当たり幾らぐらいなのかというのと、最大どれぐらい期末手当に影響が出るということになるんですか。

○東條秘書政策課長 実際のこの6月期の期末手当でよろしかったですね、の影響でございますが、職員1人当たりの平均といたしましては5万6千円となっております。実際に40万円と給料を査定しまして、その方でしたら6万円となりまして、実際にはこの6万円というのは、去年の12月に当然調整させていただくものがこの6月期になるということですので、この6月期につきましては6万円プラス3万円が減額されるようなことにはなるかなと考えてございます。

以上です。

○西田委員 平均の方でその金額ですけど、そしたら、一番上の人になったら10万円を超えるということになるんですかね。だから、全体で、今回この期末手当を引き下げることによって幾ら影響していくるんですか。

○東條秘書政策課長 影響額としましては、一般職で、119名で計算させていただきまして、約66万5千円となっております。

○西田委員 最大の方は、最大という言い方はやっぱり言いにくいですか。平均でしか表せません。

○東條秘書政策課長 職員の最大の給料でいいましても40万円後半とか、そのぐらいというふうに理解してございますので、今の6万円というの、5万6千円が12万円、13万円とかになったりというようなことはないと考えてございます。

以上です。

○西田委員 職員さんで119名ですけども、会計年度任用職員さんで147人、これだけの方が働いている太子町役場は大きな職場になっていると思うんですけれども、その方々が平均で5万円、6万円近くの引下げということですので、やっぱり消費の購買意欲が下がるということは、地域経済に影響するとは思いませんか。

○東條秘書政策課長 当然、委員が先ほどからおっしゃっておるように、コロナ禍の影響

というのは誰しも分からないような状況で、去年の11月の国の閣僚のコメント等でもありましたけれども、当然経済に影響があるということで先送りするというような判断をされたところでございます。その際に、6月ということで、話になっていたかと思えます。

今回この6月期に公務員の期末手当を引下げというのは経済にどう影響するかというのは、ちょっと私のほうでも、大きな経済の状況についてはちょっとお答えすることは難しいかなと思ってございます。

以上です。

○西田委員 期末手当を引き下げたら国まで影響するかもしれないと思って先送りして、先送りして、今世の中が良くなっているかと言ったら、良くなっていないんだから、先送りをもっと先送りするか、そんなの引き下げたらあかんというのを、国が一番そういう判断をしてもらったらいいかと思うんですけども、でも、人事院勧告がそのまま出てきて今引下げなんですけれども、大本の人事院勧告にそれだけの拘束力があるんですか。

○東條秘書政策課長 人事院勧告につきましては、国家公務員の当然給与のほうを民間の給与と見比べまして、基準を示していくというような仕組みになってございます。我々の地方公務員の給料につきましても、地方公務員法の均衡の原則に基づきまして、当然、国、大阪府、近隣市町村、民間事業者というのとの均衡を図るということでございますので、今回の改正につきましても、民間がコロナ禍におきまして給料が下がっている、期末手当が下がっていているという状況を、公務員につきましても準じて行っているというような改正内容でございます。

以上です。

○西田委員 民間が安く出るように、途中でこの計算式なんかも変えてきた中で、民間が下げるからというところを、公務員もそれでやられていたら、賃下げ競争になるのと違うかということはこの間ずっと言ってきましたけれども、それは本当に世界にも現れていて、このコロナ禍で大変で、経済が大変で、暮らしが大変でということでは、給料を上げている国が大半なのに、日本はこの30年間給料が全く上がっていないんですって。やっぱり公務員さん、地域の住民を守るという意味では、そら人勧でしょうけれども、この引き下げることは、公務員の給料、期末手当が減ることは、民間の給料も減るんだということもちゃんと心に留めて、言われたから受けるというのをもう少し考えていた

だきたいなと思うんです。

それは職員さんが、だからということにならないと思うんですけれども、やっぱり町長の政治的な判断もここに入ってくると思うんです。人事院勧告、今、府が、国が、近隣がとかいろいろ言いますけれども、あまりにもこの状況で期末手当を引き下げるのはひどいということで、えらい遠いところを持ってきますけれども、青森県むつ市は勧告に従いませんという判断をしたそうなんです。町長が一番職員さんの姿を見ていて、本当に苦労しているなと思っていると思うんですけれども、政治的判断で、先ほど665万円でしたっけ、影響額。それぐらいではないですか。職員さんに今までどおり、上げろとは言いませんけれども、据置きでやっていこうということを考えたりはしませんでした。町長をお願いします。

- 田中町長 もちろんコロナ禍で職員の皆さんには、業務が大変増えてご苦労をかけておるということは私も重々承知しております。しかし、一方、民間では、コロナによって給与ががたっと落ちたとか、そういった大変苦労をされている方もおられますけれども、一応公務員については今までどおりの給与体制の下に支払われておったという実態もございます。

そういった中で、人事院のほうで、民間の給与等を参考にしながら今回の改正を行ったということをございますので、そういったことについては一定の合理性があるのかなというふうに私のほうも判断をしております。そういった意味で、また、職員組合とも相談させていただきながら、今回6月のほうにこの改正の減額をさせていただくということをございますので、何とぞご理解のほうをいただきたいというふうに思っております。

- 西田委員 組合の合意ですけれども、そこは、話し合われてくださっていることはいいんですけれども、今大体組合の加入率がどれぐらいなのか、多くの職員さんの声を正しく反映できているのか、ちょっとそこら辺はよく分からないなというところがありますのと、人事院でやるのをそのままというのは仕方ないみたいなことを今言いましたけれども、今後、行革のときみたいに、下げることは勝手にすることがこの間もありましたけれども、そうであるならば、太子町独自に下げるということも絶対しないようにしていただきたいなと思います。

それと、給料面でそういう政治判断で据え置くということができないというのであれば、いろんな仕事を、職員を増やすことで仕事量を減らすこともありますし、過重な負

担となるような制度を、計画を立てるとか、簡略化するということも1つあって、荷が、それが減ると思うんですけども、そういった仕事の内容で考えているようなことはあります。

○東條秘書政策課長 委員がおっしゃっております、人事院勧告で決められたことを町がそれをそのままということではなく、あくまでも人事院勧告も、国の給料も、大阪府の給料も含めて、それを参考として町で決定させていただいているというのは間違いございませんで、ご質問の、当然今の職員数で業務量がというところなんですけれども、これも何度かお話しさせてもらったことがあるかと思うんですけども、アウトソーシングを含めまして、小規模基礎自治体をこの人数の職員できちっと進めていくということでございますので、定員というのは何名が本来ふさわしいかというのも含めまして、常に職員数、業務量というのも考えながら、今も日々そういうふうに進めているところでございます。

以上です。

○山田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

日本では、労働基本権制約の代償措置として、人事院が国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っております。その公務員の労働権制約は、先進国では見られず、ILOは日本政府に対して、ILO条約違反という勧告を繰り返し行っております。地方公務員法24条2項に、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従業員者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされていますが、同第14条には、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならないとあり、人事院勧告に最終的な拘束力はなく、自治体としての判断で決めることができるものです。

そもそも職員さんの職務状況は、昨年から続くコロナ禍に置かれ、自らの感染防止はもちろんのこと、住民を感染から守るために様々な対策に乗り出し、ワクチン接種のために町職員を挙げて取り組むなど、尋常とは思えない努力が続けられました。このような状況であるなら、本来であれば、臨時のボーナス支給があっても誰からも文句は言われないと思うのでありますけれども、今回の給与引下げはあまりにも無慈悲で、職員の勤務実態と逆行するものではないでしょうか。

人事院勧告の根拠である国家公務員法3条では、勤務条件の改善、人事行政の改善に関する勧告という文言があります。改善を目指すべきであり、引下げという改悪は許されるものではありません。ですから、青森県むつ市では、新型コロナ対応とワクチン接種、大雨災害対応の中で、業務負担が大きい中、職員は卓越した働きをしてくれた。今はコロナ禍からの景気浮揚の局面で、消費マインドを下げる減額は考えられない。勧告に準じる義務はないとして、人事院勧告に従わず、期末手当の据置きを決めています。

日本の労働者の賃金は、今や韓国のほうが最低賃金も平均賃金も上回るという状況です。この30年間で韓国の賃金は1.9倍上がり、世界の主要国でもそれぞれ上がっているのに、日本だけは30年間賃金が上がらない国となっています。公務員の賃下げは、公務員の生活を破壊するだけでなく、民間の賃下げと相まって、日本の労働条件を引き下げる要因にもつながっています。また、職員の給与を引き下げるのは消費力を引き下げることにともつながります。日本のGDPの6割は個人消費です。各国の物価の差を考慮して行われる購買力平価GDP世界ランキング1位中国、2位EU、3位アメリカ、4位インドで、日本は5位です。ところが、1人当たりの購買力平価GDPになると33位に下がります。30年も賃金が上がらなければ、消費が伸びないのは当然のことです。

多くの労働者を抱えている太子町が職員さんの期末手当を下げることは、消費を引き下げ、地域経済に影響を及ぼすのではないのでしょうか。まして、女性が多く勤める会計年度任用職員は同じ率の削減ですから、更に消費に与える影響が大きくなります。組合と妥結したとのことですが、例年にも増して職員さんが置かれている労働条件が大変なこのときに、人事院勧告どおりの引下げを実施することに対し、反対の討論いたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本議案は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠を基本とする人事院給与勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた改正を行うものです。令和3年の人事院勧告については、コロナ禍の影響を受けた民間企業のボーナスの支給割合との均衡を図るものであり、太子町職員組合とも十分協議されています。

職員の皆さんには、コロナ禍の中、住民の生命と健康を守る最前線に立ち、感染予防対策をはじめ、生活支援や事業者支援対策並びにワクチン接種などの業務に当たっていただいていることは承知しております。しかしながら、現在の社会情勢を鑑みましても、人事院勧告で示された期末手当の支給割合の改正はやむを得ないと考え、賛成の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立5名・反対1名）

○山田委員長 起立5名、反対1名。賛成多数でございます。よって、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、太子町消防団条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻中自治防災課長 議案第10号、太子町消防団条例中改正の件についてご説明申し上げます。

初めに、改正に至りました経過についてご説明申し上げます。

近年、全国的に消防団員数の減少は歯止めがかからず、他方では、災害が多発化、激甚化し、消防団の役割も多様化しており、団員一人ひとりの負担も大きくなっております。

本改正は、そうした消防団員の苦勞に報いるため、消防庁が取りまとめました非常備消防団員の報酬等の基準を基に、消防団員の出勤時に支出しております費用弁償を出勤

報酬とした上で、年額報酬と併せて総合的に見直しを行い、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

主な改正の内容でございますが、消防団員の報酬を年額報酬と出動報酬とした上で、年額報酬につきましては、団員の基準報酬額が3万6千500円とされたことから、4千500円の引下げを行うものです。出動報酬につきましては、現行では、費用弁償として1回2千円としておりましたが、この度の改正で、従事した時間に応じて支給単位ごとに金額を定める改正を行うものです。

それでは、議案書の4枚目の新旧対照表をお願いします。

第5条第1項第2号の改正は、以前の条例改正の際に生じた条ずれの修正を行うものです。

第12条は、報酬について、新たに第1項において、団員の報酬を年額報酬及び出動報酬とした上で、第2項では別表第1に定める年額報酬を、第3項では別表2に定める出動報酬を支出するとしたものです。

第13条の費用弁償について、改正前は、第1項において、災害や訓練、警戒の際に、別表第2により費用弁償として支出していたものを、この度の改正により、先ほどご説明いたしました第12条第3項において、出動報酬として支給することとしたため、これを削除し、第2項の出張時の旅費についてを第1項とする改正を行うものです。

続きまして、別表第1は年額報酬について定めるもので、団員の基準報酬額が3万6千500円とされたことから、班長及び団員について、4万1千円から3万6千500円へと4千500円の引下げを行い、あわせて、団長等他の階級についても4千500円の引下げを行うものです。

1枚めくっていただき、別表第2は費用弁償を出動報酬として新たに定めるもので、風水害での出動では、1日8時間未満を8千円、以後、1時間ごとに1千円としています。

次に、その他災害・捜索等では、従事した時間により支給単位を定め、3時間未満を1回3千円、3時間以上6時間未満を1回6千円、6時間以上8時間未満は1回8千円とし、以後、1時間ごとに1千円としています。

また、警戒・訓練・研修等は1時間1千円とし、現在まで支給の対象としていなかった月2回の定例訓練につきましては1回1千円としています。

なお、小型ポンプ操法につきましては1回2千円としております。

恐れ入ります。2枚戻っていただき、附則をお願いします。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号、太子町消防団条例中改正の件についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 今説明にもありましたけど、やっぱり消防団の団員の確保、これに今各分団の皆さんも苦労されているということは聞いておるんですけど、この間、機能別消防団員制度の導入、今回待遇のところのこういうのを消防庁のほうからの、何というんかね、指針ですかね。方針なのか、そういうところを変えていくというところで、団員確保、もしくは負担軽減というところを考えていると思うんですけど、抜本的に、ほか、どういうふうな課題があるなというふうなことを、今どういう認識があるのか、また、どういう問題が存在しているのかな、隠れているなというのは、何かそういうお気づきのところがあったら教えていただけますか。

○辻中自治防災課長 消防団活動の課題ということかと思えますけれども、まず、定員につきましては、現在お話がありましたように、115名プラス機能別消防団員5名の120名となっております。こちらはやはり地域によって消防団員の成り手がきっちり満たされていないというところで、住民の方の消防団の活動に対する興味とか関心のところで差異があるのかなというところも感じております。

消防団員の活動につきましては、今お話し申し上げましたように、本来地域との一体といたしますか、地域と一緒に活動するべきものも1つの活動の内容と感じておりますけれども、そのあたりで消防団員の活動のPRといたしますか、住民への理解を深めていくというところにも課題があると感じているところです。

○村井委員 近年コロナ状況でちょっと行われていませんけど、地域の自治防災組織と地元消防団を中心としたところで、各地域において防災訓練なども実施されている。地域の皆さんに消防団という活動のことをいろいろ認識を持ってもらうため、また、そういうので本当に災害時に連携を取って対応できるように取り組んでいる中でやられている

と思うんですけど、その中で、大きな抜本的な組織再編とか、そういうところのことにちょっと私はこれから先、進めていかなあかんのではないかなというのは、私は感覚を持っておるんですけど、そういうところのところですね。ただ、消防団員として人を集めたらいいのではなくて、やっぱり災害時に、いざいうときに、やっぱり何らかの力を発揮してもらわなあかん組織なので、やっぱりそういうところのところもまた消防団のほうでしっかり話をさせていただけたらと思うのと、もう1個、これ、新旧対照表の特に出勤報酬のところですか、別表2の。旧のところでは、水、火災その他災害の場合ということになっておるんですけど、新しいほうではその他の災害。火災はその他の災害に入るんですか。

○辻中自治防災課長 新たな別表第2の出勤報酬のその他の災害・捜索等というところに火災も含まれます。

○村井委員 これを火災と表記しないのは何か理由があるんですか。いや、旧にはあるので。消防団なので、旧のほうに火災はあって、新しいほうには火災が消えるというのも何かあるのかなと。

○辻中自治防災課長 一応国の例とかに倣ってやった分ですけれども、災害の中に、災害対策基本法の中のこととかが含まれるということで、「火災」という表現ではなくて、「その他の災害」で統一するよという形でさせていただいています。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 報酬のほうというんですかね、団長から別の消防団員まで一律で4千500円ずつ全て引き下げられているというふうなことで、そこら辺の基準となったものについて教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 一応団員につきましては3万6千500円ということで、消防庁のほうから示された基準で引下げになっております。ほかの階級については、特に基準額は定めておらないところでございますが、団員、4千500円に倣ってといいますか、同額を差し引くという形で定めているところです。

○斧田委員 一番金額の低いところに合わせた形での引下げというふうなもので理解をさせてもらいます。できれば別に引き下げてあげなくても良かったのではないかなという思いもありまして。ただ、こういうふうなことが、消防団活動をやられる中で、思いでマイナスにならないような形で、ふだんからボランティア精神いっぱいやっていただいているので、頑張ってくださいと思います。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 では、もう一つ、すいません。先日の畑地区で火災があったかと思うんですけど、あのときに、鎮火しましたというところがちょうど夕方日が暮れかけた暗闇で、現場が、消防車が入っていけない現場で、可搬式のポンプを運んでいった。電源の防犯灯も何もないといったところで、鎮火した後でもやっぱり地元分団、消防分団の方は残って、また再燃しないかとか、そういうところの警戒に当たってもらおうと思うんですけど、そのときに、個人の照明灯が、地元の方なのかな、ご厚意で使いと、これ、真っ暗で分からないんだと、足元も分からないからということで、これはまたここで、そういうところの、今だったらバッテリー式のああいう移動式の照明灯とかもありますし、発電機つきもありますけど、そういうのがあったらということのことを、これが1つだけ、これ、あわせて、やっぱりそういう資機材のところも、やっぱり国とか大阪府の補助というのがあると思うので、やっぱりそういうところの補助を活用しながら、資機材のところ、そんな照明灯、そら10個も20個もそんなの要らないと思うんですけど、やっぱりそのとき、いろいろな場面がありますし、あれも畑分団、太子分署の本当、初期消火で山林火災につながらなかったということのこともあると思うので、やっぱりそういうところは、資機材の整備というところもまたこれから力を入れていただきますようお願いいたします。

その辺について何かありますか。

○辻中自治防災課長 委員のご指摘がありましたように、2月12日の畑の火災におきましては、夕方16時15分から6時40分まで消防団の方に活動していただきまして、その後も畑分団の方が残火処理という形で残っていただいております。今ちょっとお話しいただきました照明につきまして、畑分団の分団員の方からLEDのバッテリーによる照明器具を持って行っていただきまして、非常に便利であると感じているところです。今太子町にありますのは発電機並びに投光器というような形なんですけれども、資機材が非常に重たくって、山の中へ引き込むというのも難しいこともあるかとは考えますので、今後LED、バッテリー等による投光器の資機材の整備も進めていきたいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 年額報酬ですから、本当に先ほどもボランティア精神がというのもありまし

たけれども、ある意味仕事の、何かあったときの仕事に対しては少ないなと改めて感じました。

その中で、一つひとつの金額が出てきたんですけれども、今以上にモチベーションも上がらないとあかんと思うんですが、今以上には、こういう細目に分かれることで、良くなるんですか。

○辻中自治防災課長 年額報酬が下がってあって、また、その代わりといいますか、出勤報酬が上がっているということで、処遇改善という形で、総合的に見て、1人当たり年額の4千500円引下げにはなっておるんですけれども、定例訓練等に出てきていただくと、出てきていただいた日数、時間等に応じて支給させていただくというところで、改善になっていると考えております。

○西田委員 改善になっていたらいいかなと思うんです。先ほどのやっぱり村井委員からもありましたけれども、火災であったら、火事だ、行こうとか、それで、風水害、行こうと思うんですけど、その他と言われると、今後逆に私は範囲が広まるのではないかなと思ったりもするんですが、その他が指すのは、先ほど火災もここに入りますと言いましたけれども、何が入るんですか。

○辻中自治防災課長 その他というのは広い意味でということで、太子町にはない津波の対応とかいうのもその他の中に広く含まれていると考えております。災害直接の出勤だけにとどまらず、例えば避難所への誘導であるとか、大きな事故、火災があった際の消防団の方が出てきていただいての住民の方の避難誘導であるとか安全確保とかということも含めて、大きな意味で、その他の要素に含まれております。

以上です。

○西田委員 直接消防団ではないから、その仕事を私が把握していなくてもいいかもしれませんが、消防団員となったからには、その他に含まれることは、皆さん、こういうこともやらなあかんねというのはお分かりなんですか。

○辻中自治防災課長 消防団の方については、今消防団の方の訓練等のマニュアル等も今整備を進めているところで、新しく消防団になった方にも分かりやすく、こういったときに、こういった指示により就業してもらおうかというところを確認しているところです。

○西田委員 それと、よく本当に消防団のことで、幽霊消防団員とかも問題になって、どんどんそれは改善されているようなんですけれども、この報酬とかをもらう方、一人ひとりがいらっしゃると思うんですけれども、その方に振り込まれるんですか。

○辻中自治防災課長 年額報酬、出動報酬とも、消防団員の各個人の口座へ振り込むこと  
となっております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、太子町消防団条例中改正  
の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件、これを議題と  
いたします。

本件について説明を求めます。

○辻中自治防災課長 議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件につ  
いてご説明申し上げます。

初めに、改正に至りました経過についてご説明申し上げます。

年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に  
公布、同法附則第65条消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改  
正され、本年4月1日から施行されることに伴い、本町の条例におきましても所要の改  
正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、株式会社日本政策金融公庫等が行う、損害補償を受け  
る権利を担保とした貸付事業が廃止されることから、この事業に係る部分について削除  
するものでございます。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表をお願いします。

第3条第2項のただし書において、先ほどご説明いたしました、本年4月1日より廃  
止される貸付事業の担保について記載されていますので、これを削除するものでござい

ます。

恐れ入ります。1枚戻っていただき、附則をお願いします。附則の第1項は、この条例は令和4年4月1日から施行するとするものでございます。経過措置といたしまして、附則第2項において、この条例の施行の際、現に担保されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利については、この条例の施行日の日以降も、なお従前の例により担保に供することができるとしております。

また、附則第3項としまして、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律附則第71条第1項、これは株式会社日本政策金融公庫が施行日以前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置です。これ及び第71条第1項、これは沖縄振興開発金融公庫が施行日以前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置です。これらに規定する申込みに係る傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以降も、なお従前の例により担保に供することができるとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

以上で本日の審議事項は全て終了いたしました。これにて委員会を散会させていただきます。

なお、次回は10日木曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時47分 散 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 山 田 強